

# 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）患者給食業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）における患者給食を、治療の一環として患者の病態等に応じた適切な食事内容により治療効果を高めるとともに、HACCPに基づいた衛生管理や患者の満足度の向上を図りながら、民間の優れた技術、ノウハウ等の導入を推進し、効率的かつ安定的に提供することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）患者給食業務

### (2) 内容

「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）患者給食業務基本仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和4年4月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

### (4) 履行期間

令和4年5月1日から令和8年3月31日まで

### (5) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）

## 3 病院の概要

病床数 434床（一般病床：414床、精神病床：20床）

## 4 委託経費の提案見積上限額

提案見積上限額については、次のとおり給食材料費及び業務管理費に分けて設定するので、委託経費提案見積書は、それぞれの提案見積上限額の範囲内の金額とすること。

### (1) 給食材料費 1日当たり920円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 朝食・昼食・夕食それぞれ1食当たりの単価を合算した1日当たりの単価の上限額である。

イ 通常食及び特別食（行事食、濃厚流動食等）に必要な全ての給食材料費とし、朝食・昼食・夕食それぞれ1食当たりの単価を見積ること。

### (2) 業務管理費 1か月当たり12,930,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 業務管理費は固定経費とし、1か月当たりの総額を見積ること。

## 5 業務担当部署

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

広島市立安佐市民病院

### (1) プロポーザル実施に関すること及び書類提出窓口

広島市立安佐市民病院事務室総務課（以下「総務課」という。）

### (2) 給食業務に関すること

広島市立安佐市民病院栄養室（以下「栄養室」という。）

TEL 082-815-5211

FAX 082-814-1791

## 6 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和3年11月26日（金）
- ・ 現地見学会申込期限 令和3年11月30日（火）（希望者のみ）
- ・ 参加申込期限 令和3年12月10日（金）
- ・ 質問受付期限 令和3年12月15日（水）
- ・ 企画提案書提出期限 令和3年12月28日（火）
- ・ プレゼンテーション 令和4年1月5日（水）（予備日 令和4年1月7日（金））
- ・ 契約締結 令和4年1月14日（金）（予定）
- ・ 履行開始 令和4年5月1日（日）

## 7 参加申込み

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 広島市税の納税証明書（写しでも可）

「令和○年○月○○日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

エ 財団法人医療関連サービスマーク振興会の「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定証の写し、又は医療法施行規則第9条の10に定める基準に適合することを証明する書類

オ 社団法人日本メディカル給食協会の会員証の写し、又は同等の代行保証体制をとれることを確認できる書類（業務代行契約書の写し等）

カ 患者給食業務の実績（様式2）

### (2) 提出部数

1部

### (3) 申込期間

公示日から令和3年12月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

### (4) 提出場所

総務課（上記5に同じ。）

### (5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 8 現地見学会（調理室等）

参加表明書を提出した者を対象に調理室等の現地見学会を行うので、見学希望者は次により見学申込書（様式3）を提出すること。

### (1) 申込期間

参加表明書を事務室に提出した日から令和3年11月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

### (2) 受付場所

事務室総務課（上記5に同じ。）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。）

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

ウ 電子メール（添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。）

(4) 現地見学会実施日時等

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「9質問の受付及び回答」により行うものとする。

## 9 質問の受付及び回答

(1) 質問書の様式

様式4を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から令和3年12月15日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 受付場所

総務課（上記5に同じ。）

(4) 提出方法

質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページへ掲載する。

## 10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（様式5）に次の書類を添付し提出すること。提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 本業務の実施に必要な専門知識、ノウハウを持った業務従事者の確保（様式6）

イ 患者満足度向上の取組（様式7）

ウ 食材の地産地消や国内産使用（様式8）

エ 安全衛生管理体制（様式9）

オ 業務従事者の教育・研修（様式10）

カ 危機管理体制（様式11）

キ 業務改善に係る提案（様式12）

ク その他患者給食業務に係る提案（様式13）

ケ 委託経費提案見積書（様式14）

※指定様式はA4判とする。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期間

参加表明書を栄養室に提出した日から令和3年12月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- (4) 提出場所  
総務課（上記5に同じ。）
- (5) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 11 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）患者給食業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) プレゼンテーション日程等
  - ア 日時  
令和4年1月5日（水） ※予備日 令和4年1月7日（金）  
※開始時間は、今後調整の上企画提案書提出者に連絡する。
  - イ 場所  
広島市立安佐市民病院  
※詳細な場所は、今後調整の上企画提案書提出者に連絡する。
  - ウ 次第
    - ・ 事務室からの説明
    - ・ 企画提案書による提案（1提案30分以内）
    - ・ 質疑応答
    - ・ 提案者退場
    - ・ 審査（提案者交代）
  - エ その他  
プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクターなど）を使用するときは、事前に事務室に連絡し、提案者が準備すること。  
また、出席者の人数は3名以内とすること。
- (3) 審査基準  
別添1のとおり
- (4) 受託候補者の選定
  - ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。なお、応募参加資格を満たした者が1者であったときは、プレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。
  - イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。
  - ウ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定する。
    - (ア) 各提案者の「企画提案に対する評価(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、その評価点の高い者
    - (イ) 上記(ア)の評価点が高同点の場合は、くじにより決定する。

## 12 審査結果の通知

審査結果は、令和4年1月12日（水）までに、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

## 13 契約の方法

- (1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）患者給食業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(3) 契約締結日

令和4年1月14日（金）（予定）

(4) 履行開始

令和4年5月1日（日）

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書（案）」のとおり

(5) 契約保証金

契約締結日までに、1年度当たりの契約金額予定総額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

## 14 その他

(1) 広島市北部医療センター安佐市民病院（仮称）の概要は、次のとおりである。

<http://www.asa-hosp.city.hiroshima.jp/wp-content/uploads/page/jisshisekkei.pdf>

(2) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(3) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

(6) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。

(7) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(8) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。